

特定非営利活動法人地域ケアネットワークゆいまある定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人地域ケアネットワークゆいまあると称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都東久留米市南沢 2 丁目 13 番 11 号に置く。

(目的)

第3条 本会は、少子高齢社会における地域福祉の課題に取り組み、市民自らが必要な在宅支援活動を担うことにより、多世代・多様な人と支え合っていける、誰もが住みよい地域づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 男女協同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 社会教育の推進を図る活動

(特定非営利活動に係る事業の種類)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) ホームヘルプ事業
- (2) デイサービス事業
- (3) グループホーム事業
- (4) ショートステイ事業
- (5) 福祉用具貸与事業
- (6) 居宅介護支援事業(ケアマネジメント)
- (7) 食事サービス事業
- (8) 移動サポート事業
- (9) 子育て支援事業
- (10) 介護に関する相談及び自立支援事業
- (11) セミナー、研修、講演会等の企画実施
- (12) 他団体との交流、連携、及び協力事業
- (13) 政策提言事業

- (14) コミュニティハイツ事業
- (15) 公共施設の管理運営
- (16) 小規模多機能型居宅介護事業
- (17) 訪問看護事業
- (18) 地域の居場所づくりのための交流事業

第2章 会 員

(種別)

- 第6条 本会には次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下、法という)上の社員とする。
- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、第5条および第6条の事業に協力しようとして入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

- 第7条 本会の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 2 理事会は前項の入会申込者が、本法人の目的に賛同し、第5条の事業に協力できるものであると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承認し、入会申込者に対し、これを通知するものとする。
 - 3 前項の通知を受けた者は、別に定める年会費を払い込むことによって正会員となることができる。
 - 4 本会の賛助会員になろうとする者は、年会費を納入することによって会員となることができる。

(会費)

- 第8条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(退会)

- 第9条 会員で本会を退会しようとする者は、別に定める退会届を理事長に提出し任意に退会することができる。
- 2 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。
 - (1) 死亡し又は失跡宣告を受けたとき
 - (2) 団体が解散し又は破産したとき
 - (3) 年会費を1年以上納入せず、催告に応じないとき

(除名)

- 第10条 会員が、次のいずれかに該当するときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、その会員にあらかじめ通知するとともに、事前に、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費の不返還)

第11条 本会は、既に納入された会費は返還しない。

第3章 役員及び顧問

(役員の種類及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員のうちから選任する。

- 2 理事長、及び副理事長は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第14条 理事長は、本会を代表し、その業務を統括する。

- 2 理事は、理事会を構成し、定款の定め、総会および理事会の議決に基づき、業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順序によって、理事はその職務を代行する。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は、法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産状況について、理事に意見を述べること

(任期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定に関わらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、第12条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(顧問)

第17条 本会に顧問3人以内を置くことができる。

- 2 顧問は、医師、弁護士等の専門家の中から理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の業務に関して理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を述べる。
- 4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(報酬等)

第18条 役員及び顧問の報酬に関しては、総会で定めるものとする。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1を越えないこととする。

- 2 役員には、その業務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第4章 会 議

(会議の種別)

第19条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

(会議の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の権能)

第21条 総会は、本会の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算の承認
 - (2) 役員の選任及び解任、報酬
 - (3) 年会費の額
 - (4) 定款の変更
 - (5) 合併
 - (6) 解散
 - (7) 解散した場合の残余財産の処分
 - (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
- 2 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

- (3) 借入金に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない本会の業務の執行に関する事項

(会議の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求があった場合
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合
 - (3) 第14条第3項第4号の規定に基づき、監事が招集した場合
- 3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めた場合
 - (2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(会議の招集)

第23条 総会及び理事会は、第22条第2項第3号を除いて理事長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面若しくは FAX、又は電磁的方法にて、開催日の1週間前までに発して行わなければならない。
- 3 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面若しくは FAX、又は電磁的方法にて、開催日の3日前までに発して行わなければならない。

(会議の議長)

第24条 総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

- 2 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名する理事がこれにあたる。

(会議の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ議決することはできない。

- 2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ議決することはできない。

(会議の議決)

第26条 総会及び理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 総会及び理事会において、第23条第2項又は第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(会議の書面表決等)

第27条 総会又は理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面、FAX 若

しくは電磁的方法又は代理人をもって表決権を行使することができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面若しくは FAX、又は電磁的方法により会議毎に議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により表決権を行使する構成員は、第25条及び前条第1項の規定適用については出席したものとみなす。

（会議の書面による議決）

第28条 理事長は簡易な事項又は急を要する事項については、理事が書面若しくは FAX、又は電磁的方法により、賛否を示すことにより理事会の議決に代えることができる。

（会議の議事録）

第29条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数と出席した構成員の数
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要と議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印又は署名しなければならない。

第5章 資産及び会計

（資産の構成）

第30条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 年会費及び寄付金品
- (3) 事業に伴う収益
- (4) 資産から生じる収益
- (5) その他の収益

（資産の管理）

第31条 本会の資産は理事長が管理し、その管理方法は理事会の議決による。

（会計の原則）

第32条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（事業年度）

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第34条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

2 前項の規定による理事会の議決を得た事業計画及び予算は、当該事業年度中の通常総会に報告しなければならない。

3 第1項に規定した理事会の議決を得た事業計画及び予算の変更は、理事会の議決を経て行うことができる。ただし、変更された内容に関して、理事会は、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

（事業報告及び決算）

第35条 本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査及び理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決を経た事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書は、前事業年度の役員の名簿、役員のうち前年に報酬を受けた者の名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3ヶ月以内に所轄庁に提出しなければならない。

（余剰金の処分）

第36条 本会の決算において剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（会計区分）

第37条 本会の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

第6章 定款の変更、解散、合併等

（定款の変更）

第38条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第39条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第40条 本会が解散したとき(合併の場合を除く)は、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属先)

第41条 本会が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会に寄付するものとする。

(合併)

第42条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第43条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する賃借対照表の公告については、本会のホームページにおいて行う。

第7章 事務局

(事務局の設置)

第44条 本会は、本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く
- 3 事務局長及び職員の任免は理事長が行う
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

第8章 雑 則

(書類の備置き等)

第45条 本会は、第35条第2項に基づいて所轄庁に提出した書類の写しを、5年間事務所に備え置かなければならない。

- 2 本会は、正会員その他利害関係人から前項に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

(実施細則)

第46条 この定款の実施に関して必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、本会が法人として成立した日から施行する。
- 2 本会の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、以下の金額とする。
年会費 3千円
- 3 本会の設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、別紙の役員名簿のとおりとする。
- 4 本会の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2001年3月31日までとする。

- 5 本会の設立当初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2000年3月31日までとする。
- 6 本会の最初の事業年度の事業計画および収支予算は、第21条第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 7 定款「第4章会議(会議の開催)第22条第1項」及び「第7章事務局(事務局の設置)第45条第3項」は2001年9月29日改正する。
- 8 定款「第1章総則(特定非営利活動に係る事業の種類)第5条」は2005年4月1日改正する。
- 9 2006年6月10日、定款「第1章総則(特定非営利活動に係る事業の種類)第5条」に(17)を追加する。
- 10 2012年6月22日、NPO 法の改正により活動計算書の文言が定義され、第34条及び第35条の収支予算を「活動予算」に、収支計算書を「活動計算書」に変更する。
- 11 2015年6月19日、第17回定期総会にて定款第2条事務所の所在地を変更した
旧住所 東京都東久留米市南沢4丁目1番地36号
新住所 東京都東久留米市本町1丁目4番45号 アーク東久留米1階
- 12 2017年6月16日、第19回定期総会にて以下の変更を行った。
(1) 第5条(特定非営利活動に係る事業の種類)(18)に新しい事業を追加した
(2) 第6条(収益事業の種類)を全文削除した
(3) 第23条(会議の招集)2項及び3項に招集方法としてFAXまたは電磁的方法を加えた
(4) 第27条(会議の書面表決等)に表決方法としてFAXまたは電磁的方法を加えた
(5) 第28条(会議の書面による議決)に議決方法としてFAXまたは電磁的方法を加えた
- 13 2019年6月14日、第21回定期総会にて以下の変更を行った。
旧住所 東京都東久留米市本町1丁目4番45号 アーク東久留米1階
新住所 東京都東久留米市南沢2丁目13番11号

附 則

この定款は、2019年10月15日から施行する。

- 14 2025年6月13日、第27回定期総会において以下の変更を行った。
第12条(役員の種類及び定数) 2項 副理事長に係る記載を削除
第14条(職務) 2項 副理事長に係る記載を削除し、3項条文を追加
4項を3項に繰り上げ

附則

この定款は、2025年10月6日から施行する。